



2020年5月25日

各 位

会社名 味の素株式会社
代表者名 取締役社長 西井孝明
(コード番号 2802 東証第一部)
問合せ先 理事法務・コンプライアンス部長
加藤浩輝
(TEL. 03-5250-8111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第142回定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

相談役制度を実質的に廃止していることから、定款第27条の規定から相談役を削除し、顧問を特別顧問と改めるものであります。本議案は、既存の相談役・顧問制度の見直し（目的の明確化）を図るものであり、制度を新たに設けるものではありません。

なお、特別顧問につきましては、現在、取締役社長および取締役副社長執行役員の経験者に任期を定め委嘱してきましたが、今後は取締役社長および取締役副社長執行役員の経験者が重要な対外活動等に従事する場合に限り、3年間を上限として1年ごとに特別顧問を委嘱するものいたします。委嘱に際しては、これまでどおり、委員の過半数を社外取締役で構成する役員等指名諮問委員会の審議を、その処遇については委員の過半数を社外取締役で構成する役員等報酬諮問委員会の審議を、それぞれ経て取締役会で決定するものいたします。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第27条（ <u>相談役</u> および顧問） 当社は、取締役会の決議により、 <u>相談役</u> または顧問を置くことができる。	第27条（特別顧問） 当社は、取締役会の決議により、 <u>特別顧問</u> を置くことができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2020年6月24日
定款変更の効力発生予定日 2020年6月24日

以 上